

本市における景観に関するこれまでの取組について

令和5年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会・高松市景観審議会合同会議

令和5年11月1日（水）
高松市都市計画課

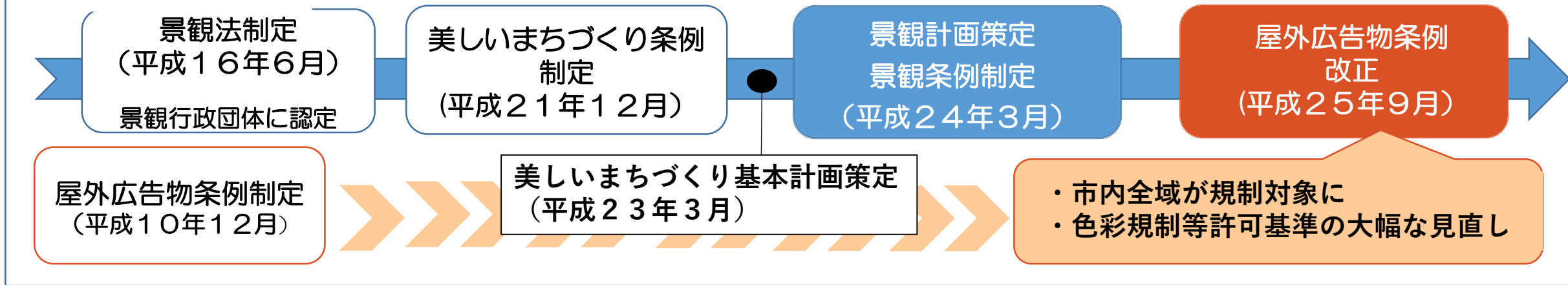
目次

- (1) 本市における景観に関するこれまでの取組～経緯と目的～
- (2) 本市における景観に関するこれまでの取組～位置付け～
- (3) 各審議会の概要について
- (4) これまでの成果
- (5) まとめ

(1) 本市における景観に関するこれまでの取組～経緯と目的～

本市では、平成16年の景観法の制定以前から景観行政に積極的に取り組んでおり、景観法の制定により、景観行政団体として「景観計画」を策定し良好な景観の保全・形成・創出を図っている。また、屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の設置に関する規制・誘導を行っている。

◎これまでの経緯



◎高松市美しいまちづくり基本計画の目標像

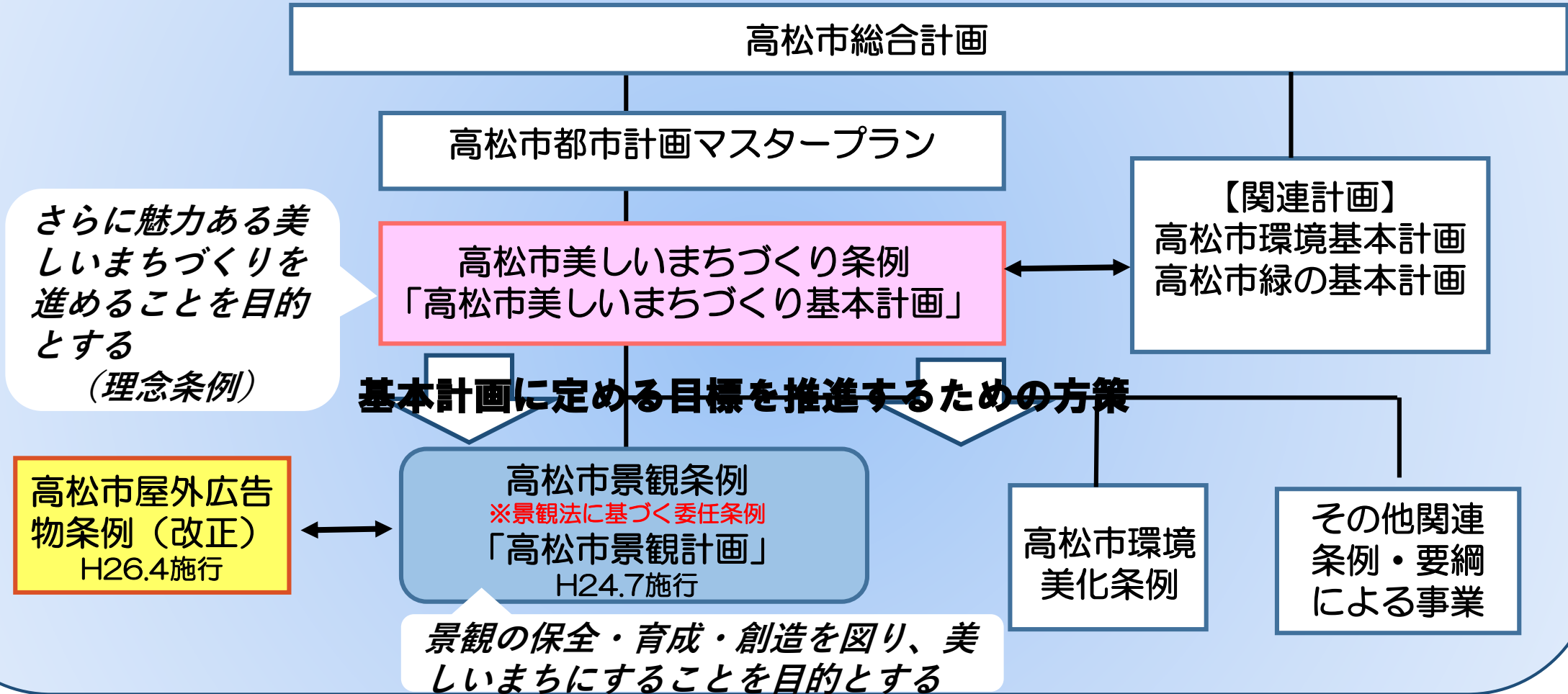
『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

- 市民・事業者との協働による、良好な景観の保全・形成・創出を図るため、景観計画を策定
- 屋外広告物に対する規制・誘導内容を見直すため、屋外広告物条例を改正

(2) 本市における景観に関するこれまでの取組～位置付け～

高松市景観計画は、「高松市美しいまちづくり条例」に基づく、本市の景観形成の指針である「高松市美しいまちづくり基本計画」に定める目標像『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』の実現に向け、建築物や屋外広告物等に関し、景観法に基づく具体的な規制・誘導の内容を定めている。

高松市景観計画の位置づけ



(3) 各審議会の概要について

それぞれの目的をもって設置され、景観行政に係る計画や基準などについて御審議いただいた。

		高松市美しいまちづくり審議会	高松市景観審議会
設置		平成22年3月24日	平成24年5月23日
根拠条例		高松市美しいまちづくり条例	高松市景観審議会条例
目的		美しいまちづくりを効率的かつ計画的に推進すること	良好な景観の形成を円滑に推進すること
所掌事務		美しいまちづくり基本計画の調査・審議	景観計画の審議、景観計画に適合しない場合の勧告に関する審議、屋外広告物の規制、屋外広告物の禁止区域等の指定の審議等
主な成果		美しいまちづくり基本計画及び景観計画の策定、屋外広告物条例の改正、美しいまちづくり賞の選考等	景観計画の策定、屋外広告物条例の改正等
審議経過	H22	美しいまちづくり基本計画の策定	
	H23	景観計画の策定、美しいまちづくり賞の選考	景観計画の策定
	H24		屋外広告物条例の改正
	H25	屋外広告物条例の改正	
	H26		景観計画の変更
	H27	景観計画の変更、美しいまちづくり賞の選考	
	H29		屋外広告物条例の改正
	H30	美しいまちづくり賞の見直し、美しいまちづくり賞の選考	
R1	美しいまちづくり賞の選考		



建物を2階建てにし、建物の高さが周辺建物と揃うようにし、周囲に違和感や圧迫感を与えないように配慮した。建物全体のベース色を淡い色の基調色とし、周辺景観と調和するような外観とした。



店舗の新築
都市軸沿道B地区 鹿角町 (R4届出)

都市軸沿道 (11・193号等) 景観形成重点地区

【景観形成の方針】

「高松市の顔にふさわしい、潤いと品格を感じられる
沿道景観づくりを進めます」

■ 色彩基準

色相	彩度	明度
Y・YR・R	4以下	—
その他	2以下	—

- ・ サポート高松玉藻交差点から高松空港まで (栗林公園周辺を除く) の区域を、地区特性等を考慮し3つに区分して基準を定めている。
- ・ 街路樹による並木と調和した、落ち着いた色彩の使用。

(4) これまでの成果② 建築物（外観・色彩の変更）【景観】

外壁の色彩は、色彩基準に適合したものであり、全体的に黒を基調としている。周辺と調和する外観にすることで、門前町の歴史的な町並みとしての連続性を確保している。

仏生山歴史街道景観形成重点地区

【景観形成の方針】

「門前町の歴史的資源や周囲の自然を活用し、歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」

■ 色彩基準

色相	彩度	明度
Y・YR・R	4以下	—
その他	1以下	—

景観形成助成金を活用

※助成金対象は条件有

- ・ **一戸建ての専用住宅も届出対象。**
- ・ 建築物の高さは、原則として12m以下とする。
- ・ 外壁の色彩は、土壁や木の自然色を基本とし、白・黒・灰茶色等を基調色とし、鮮やかな色彩は避ける。

店舗併用住宅の外観の変更
仏生山町（H30届出）

彩度を落とした色彩を使用し、落ち着いた趣の建物とした。建物を道路から後退させ、沿道沿いに植栽帯を設けることで、緑豊かな周辺景観と調和させた。



共同住宅の新築 室新町（R4届出）

栗林公園周辺景観形成重点地区

【景観形成の方針】

「栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます」

■ 色彩基準

色彩基準 1

色相	彩度	明度
Y・YR・R	4以下	—
その他	2以下	—

色彩基準 2（眺望地点から望見される場合）

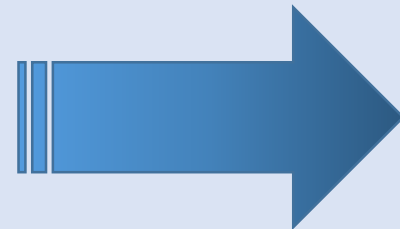
色相	彩度	明度
Y・YR	3以下	4以上7以下
その他	2以下	4以上7以下

栗林公園内の主要な眺望地点から望見されないように高さを規制している。

栗林公園内の1箇所1箇所の眺望地点から見えるすべての屋外広告物は、**設置・表示不可**。
屋外広告物改修等事業補助金を活用し、屋外広告物を撤去。これにより、眺望地点から望見されなくなった。

栗林公園周辺景観形成重点地区

【改修前】



マンションの塔屋部分の館銘板を撤去し、広告物が望見されなくなった。

【改修後】



(4) これまでの成果⑤

既存不適格広告物改修

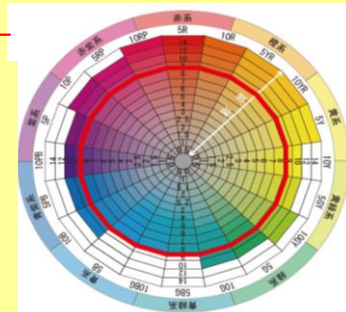
【屋外広告物】

許可基準に一部**色彩規制**あり。
屋外広告物改修等事業補助金を活用し、基準不適合であった**色彩規制**に適合するように改修した。

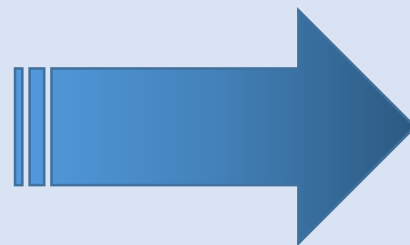
都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区

色彩規制（マンセル表色系）

※彩度8を超える色彩を使用する部分の面積は、1面の表示面積の1/2以下にすること。



【改修前】



板面のデザインを変えることで、表示面積のうち、彩度8を超える部分の面積を減らし、適合させたもの。

【改修後】

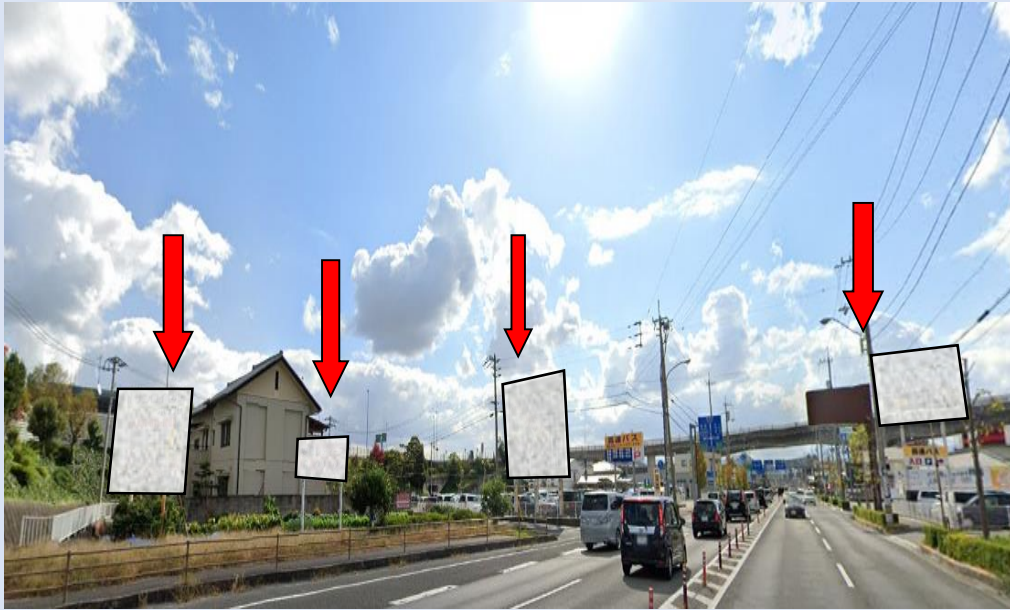


(R5年度 改修等事業補助金活用事例)

(4) これまでの成果⑥ 違反広告物の是正 【屋外広告物】

高松自動車道と交通の用に供する施設を連結させるための施設から、30mの範囲においては、一般広告物の設置・表示不可

【是正前】



高松中央インター付近に一般広告物が立ち並ぶ（違反状態）

撤 去



【是正後】



一般広告物は全て撤去され、是正された

(5) まとめ

高松市美しいまちづくり条例に基づき、各審議会で審議いただきながら各種計画の策定や施策を実施し、良好な景観形成の推進を図ってきた。

■これまでの取組

1. 美しいまちづくり基本計画の策定



- ・美しいまちづくり賞の表彰
- ・美しいまちづくりの啓発



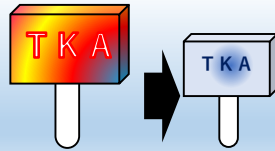
2. 景観計画の策定・改定



- ・一定規模以上の建築物の規制、誘導
- ・アドバイザー審査会による助言等



3. 屋外広告物に関する規制・誘導



- ・違反屋外広告物の是正、指導
- ・既存不適格広告物の改修に対する補助



■今後の課題

本市では、これまで様々な取組を行ってきており、今後においても社会情勢の変化に対応し、**将来の都市像にふさわしい景観の誘導や推進体制**について見直す必要があると考えている。